

コロナ禍のその相談 **ちょっと待った！！**
自己破産、個人再生で **進めて大丈夫？**

「コロナ版ローン減免制度」

使えませんか？

お困りの方はご連絡ください

大阪弁護士会

新型コロナ電話相談 特別企画

日時：2020年12月1日（火） 10時～16時

電話番号：06-6364-2046

※12月2日以降も平日10時～16時、同電話相談で無料で相談できます。

コロナ版ローン減免制度 とは…

（名称「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の新型コロナウイルス特則）

対象者

新型コロナウイルスの影響 での失業や、収入・売上が減少したことなどによって、債務の返済が困難になった **個人・個人事業主**。

対象債務

令和2年2月1日 以前に負担していた債務（※）に加え、**令和2年10月30日**までに**新型コロナ対応**のために負担した債務

※債務には、事業性ローン、住宅ローン、その他のローンが幅広く含まれます

制度概要

以下のような**メリット**を受けながら、対象債務の減免が受けられます。

1. 特別定額給付金などの差押禁止財産に加え、**財産の一部を手元に残せる**

2. 信用情報 登録機関に登録されないため、その後の借入の可能性を残せる

3. 弁護士、不動産鑑定士など**専門家の支援が無償**で受けられる

* **住宅を手放さず**に 住宅ローン以外のローンだけを減免する方法もあります



制度の詳細は
（一社）東日本大震災・自然災害
被災者債務整理ガイドライン運営機関HP
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

大阪弁護士会